

教育委員会5月定例会会議録

1. 日 時 令和3年5月20日(木)午後4時00分～
2. 場 所 ウララⅡ(7F) 会議室1
3. 出席委員 教 育 長 入 野 浩 美
職務代理者 今 野 登 喜 子
委 員 鈴 木 敏 之
委 員 長 沼 早 苗
委 員 岡 島 学
4. 委員以外の出席者
教 育 部 長 望 月 亮 一 参 事 菊 地 正 和
教 育 総 務 課 藤 井 徹 学 務 課 田 中 裕 之
生 涯 学 習 課 佐 賀 憲 一 文 化 振 興 課 中 澤 達 也
ス ポ ー ツ 振 興 課 大 橋 博 指 導 課 長 谷 川 清 美
学 校 給 食 セ ン タ ー 寺 崎 敏 彦 図 書 館 武 藤 知 子
博 物 館 木 塚 久 仁 子 上 高 津 貝 塚 黒 澤 春 彦
5. 議 題
 - (1) 議 案
議案第4号 土浦市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正に対する意見について
(学務課) (非公開)
議案第5号 令和3年度土浦市一般会計補正予算(第4回)に対する意見について
(教育総務課・文化振興課・スポーツ振興課) (非公開)
議案第6号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に係る学識経験者の委嘱について
(教育総務課)
議案第7号 土浦市学区審議会委員の委嘱について
(学務課)
議案第8号 土浦市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について
(学務課)
議案第9号 土浦市文化財保存活用地域計画推進協議会の設置及び委員の委嘱について
(文化振興課)
議案第10号 土浦市美術展委員会委員の委嘱について
(文化振興課)
議案第11号 土浦市博物館協議会委員の委嘱について
(市立博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場)
 - (2) 報 告
① 土浦市コミュニティ・スクール推進委員会委員の委嘱について (生涯学習課)
② 新入学児童ランドセル配布事業の一部変更について (学務課)
③ 土浦市文化財保存活用地域計画推進協議会設置要綱の一部改正について (文化振興課)
 - (3) そ の 他
① 「土浦現代美術作家展」の開催について (文化振興課)

② 土浦市男女共同参画推進委員会委員の委嘱について

(教育総務課)

6. 傍聴者 なし

7. 議事内容

教 育 長

ただいまより、令和3年5月の教育委員会定例会を開会いたします。
開会に当たりまして、委員の出席定数を満たしておりますので、本日の会議は成立するということで進行させていただきます。
本日の議事のうち、議案第4号 土浦市立学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正に対する意見について、議案第5号 令和3年度土浦市一般会計補正予算（第4回）に対する意見については、6月の土浦市議会定例会に提出予定の案件でございますので、議会の開会前でありますことから、本日の定例会では非公開とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

それでは、議案第4号、議案第5号につきましては非公開といたします。
なお、本日は傍聴者がございませんので、次第のとおり進めさせていただきます。
次第の2番目になりますが、教育長事項について、教育総務課より説明をお願いいたします。

教育総務課

————— 4月19日以降の行事について報告 —————

教 育 長

直近の主な行事でございますが、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。
続きまして、次第の3番になります。議案に移りたいと思います。
議案第4号 土浦市立学校設置及び管理に関する条例の一部改正に対する意見について、学務課よりお願いいたします。

【議案第4号「土浦市立学校設置及び管理に関する条例の一部改正に対する意見について」を協議】（非公開）

教 育 長

議案第4号は、原案どおり可決することとして決定をいたしました。
続きまして、議案第5号 令和3年度土浦市一般会計補正予算（第4回）に対する意見について、まず、教育総務課から説明をお願いいたします。

【議案第5号「令和3年度土浦市一般会計補正予算（第4回）に対する意見について」を協議】（非公開）

教 育 長

議案第5号は、原案のとおり可決することに決しました。
続きまして、議案第6号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に係る学識経験者の委嘱について、教育総務課より説明をお願いします。

教育総務課

定例会資料の22ページをお願いいたします。
教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価における学識経験者の委嘱について説明させていただきます。

こちらは毎年実施しているものですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定に基づく点検及び評価における学識経験者につきまして、土浦市教育委員会における要綱第5条から第7条の規定に基づき委員を委嘱するものです。表に記載の皆様をお願いしたいと考えておりますが、お名前の頭に米印がある委員が、今回委嘱する方です。

まず、1番目の小野寺様ですが、神奈川大学国際日本学部の特任教授で、平成27年から委員をお願いしております。任期は本年6月11日までの任期となることから、御本人に改めてお伺いを立てたところ、再任についてご了承をいただいております。任期は2年です。

3番の鈴木様ですが、こちらはこれまでPTAの連絡協議会会長経験者をお願いしていたことから、今年の会長であります鈴木様に打診をしたところご了承をいただきました。

なお、2番目の前土浦市社会教育委員会議長の田上様は任期中ということです。この3名の方に今回お願いしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。今後のスケジュールにつきましては、来月6月の定例会におきまして素案を説明させていただいた上、学識経験者のヒアリングを7月から8月に3回程度開催いたします。それを受けまして、8月定例会に議案として提出させていただきます。議決後、9月の市議会において議員に配付するとともに、広く公表をしたいと考えております。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

教 育 長

ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思えます。よろしいでしょうか。

では、議案第6号は原案のとおり可決することでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

議案第6号は、原案のとおり可決すること決定をいたします。

続きまして、議案第7号 土浦市学区審議会委員の委嘱について、学務課よりお願いいたします。

学 務 課

資料の26ページをお願いいたします。

土浦市学区審議会委員の委嘱について、でございます。

学区審議会につきましては、教育委員会の諮問に応じて土浦市立小中義務教育学校などの学区に関する事項を審議、答申することを任務としており、土浦市学区審議会条例第3条の規定に基づきまして、令和2年6月1日から2年間の任期で委員の委嘱をしております。

今般、表の左の一番上の市立小中、義務教育学校の校長並びに幼稚園の園長、その下の市立小中、義務教育学校並びに幼稚園のPTAの役員、一番下の学識経験者の区分において、委員に変更がございました。

変更となる委員につきましては、米印のついた8名の方々に、委嘱期間につきましては、前任者の残任期間である令和4年5月31日までとなります。

なお、学識経験者のところの地区長連合会につきましては、現在選出依頼中となっているため、決定次第、教育委員会に上程いたします。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

- 教 育 長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。
よろしいですか。
議案第7号につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 教 育 長 議案第7号は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。
続きまして、議案第8号 土浦市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について、
学務課より説明をお願いいたします。
- 学 務 課 30ページをお願いいたします。
土浦市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について、でございます。
学校給食センターの運営審議会につきましては、教育委員会の諮問に応じて給食セン
ターの運営に関する重要事項について調査、審議するもので、土浦市立学校給食セン
ター条例第3条の規定に基づきまして、こちらも令和2年6月1日から2年間の任期
で委員の方々に委嘱をしております。
今般、左の表で、上から2番目の市立学校長の区分で変更がございましたので、資料
のとおり委員の委嘱をするものでございます。
変更となる委員は、米印のついた2名の方で、委嘱期間につきましては、前任者の残
任期間の令和4年5月31日までとなります。
説明は以上でございます。よろしく申し上げます。
- 教 育 長 ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。
よろしいですか。
議案第8号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 教 育 長 議案第8号は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。
続きまして、議案第9号 土浦市文化財保存活用地域計画推進協議会の設置及び委員
の委嘱について、文化振興課より説明をお願いいたします。
- 文化振興課 定例会資料の34ページをお願いいたします。
土浦市文化財保存活用地域計画推進協議会の設置及び委員の委嘱についてご説明いた
します。
文化財の総合的な保存活用を図る計画を策定するため、令和3年4月1日付で土浦市
文化財保存活用地域計画推進協議会設置要綱を定めさせていただきました。
つきましては、同要綱に基づき、土浦市文化財保存活用地域計画推進協議会を設置し、
以下の16名を6月1日付で委員として委嘱するものです。なお、任期は令和3年6月
1日から2年間となります。
説明は以上です。
- 教 育 長 ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。
よろしいですか。
議案第9号につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 教 育 長 議案第9号は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。
議案第10号 土浦市美術展委員会委員の委嘱について、文化振興課より説明をお願

いたします。

文化振興課

定例会資料の 38 ページをお願いいたします。

土浦市美術展委員会委員の委嘱についてご説明いたします。

今年の秋に 74 回目を迎えます土浦市美術展覧会、通称市展と申していますが、こちらの市展は、茨城県内で最も歴史のある市民公募型の美術展覧会です。

現在の市展委員の任期が 5 月末日で満了となることから、部門ごとに推薦いただいた方々を委嘱する案となっております。

今回の委嘱予定者 37 名中 31 名の方が継続で、氏名の頭に米印のついている 6 名の方が新任となります。任期は令和 5 年 5 月 31 日までの 2 年間で、第 74 回、第 75 回の土浦市美術展覧会の開催を実施していただきます。

説明は以上です。

教 育 長

その点につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。よろしいですか。

議案第 10 号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

議案第 10 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案の最後です。議案第 11 号 土浦市博物館協議会委員の委嘱について、博物館お願いいたします。

博 物 館

定例会資料の 42 ページをお願いいたします。

土浦市博物館協議会委員の委嘱についてご説明いたします。

土浦市博物館協議会委員につきましては、土浦市博物館条例第 12 条により、任期が 2 年と定められております。既に、令和 2 年 11 月 1 日から令和 4 年 10 月 31 日まで、7 名の方を委嘱しておりますが、選出区分の一部委員に変更があるため、改めて委嘱をするものでございます。任期は、前任者の残任期間令和 4 年 10 月 31 日までになります。

委員のお名前の米印が新任の方の部分で、学校教育の分野では奥谷委員、家庭教育の分野では小林委員をお願いしたいと考えております。

説明は以上です。

教 育 長

この件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

議案第 11 号につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

議案第 11 号は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案は以上でございます。

続きまして、次第の 4 番になります。報告事項に移りたいと思います。

(1) 土浦市コミュニティ・スクール推進委員会委員の委嘱について、生涯学習課よりお願いいたします。

生涯学習課

資料 43 ページをお願いいたします。

コミュニティ・スクール推進委員会委員の委嘱について、でございます。

令和 5 年度に市内全校でコミュニティ・スクール、学校運営協議会制度の開始を目指

すため、今回、新治学園義務教育学校に推進委員会を設置し、今年度と来年度の2カ年にわたり協議、検討をするものでございます。

委員の構成は、資料の表をご覧くださいと思います。学校評議員、後援会会長、地元企業、元教職員、コミュニティセンター所長、PTA、そして校長、教頭を含めた15人です。推進委員会の事務局につきましては、生涯学習課が務めるものでございます。委員の任期は1年となっておりますが、再任を妨げるものではありません。

なお、委員の委嘱につきまして、今回報告となっておりますのは、ほかの審議会等のように教育委員会の附属機関として設置されるものではなく、今後、学校運営協議会を設置するに当たって、どのように進めたらいいかの意見を聞くための組織であることから、教育長が委嘱をするとしているものでございます。

学校運営協議会の設置となった場合には、改めまして規則等を定めるものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

教 育 長

この件につきまして、ご質問等、ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。よろしいですか。

続きまして、報告事項の2番です。新入学児童ランドセル配付事業の一部変更について、学務課長説明お願いいたします。

学 務 課

資料の44ページをお願いいたします。

本市におきましては、昭和51年度から、市立小学校などの新入学児童に対して、入学祝い品として、保護者の経済的負担の軽減を図るため、入学式にランドセルを配付しております。この新入学児童に配付するランドセル事業を令和4年度から一部変更するものでございます。

2の変更点としましては、(1)として、近年、ランドセルよりも軽量な通学用リュックサックの需要が高まりを見せていることから、通学用リュックサックを選択肢として加えます。

また、(2)としまして、選択制を導入いたします。令和2年度分の配付までは、男子には黒、女子には赤のランドセルを配付、また、令和3年度の配付につきましては、入学式に色の変更希望を受け付けております。令和4年度からは、ランドセル黒、赤、通学用リュックサックの3種類から一つを選べるようにいたします。

3につきましては、ランドセル、通学用リュックサックの概要となります。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

教 育 長

この件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

今 野 委 員

参考までに、今年度は黒か赤かという希望で、変更はあったんでしょうか。女の子で黒がいいとか。

学 務 課

今年度に関しましては、変更の希望はございませんでした。

今 野 委 員

あと、このリュックサック型の素材は何になりますか。

学 務 課

ナイロンとか、そのような素材になります。

今 野 委 員

今までのランドセルもナイロンでしたか。皮ではないですね。

学 務 課

合皮といいまして、純粋な皮ではありません。

今野委員 6年間もちますかね。

学務課 今、本市のほうで検討しているものは、耐用年数が大体3年から4年ではないかという事です。

教育長 その他いかがでしょうか。

岡島委員 今回黄色が新たに入って、黒と赤は今までどおりということですね。朝、立哨とかやっ
て、新1年生とか見ていると、リュックサック型だとびったりくると思うのですが、
結構新生児、背中がガバガバ開いちゃっているような感じがして、かえって危ないの
かなといつも思って、どうせ替えるのであれば、予算の問題もあると思うんですが、
黒と赤を新型リュックに替えてしまったほうが、グラム数も100グラム軽くなってい
ますし、いろいろいいのかなということもあり、一つの意見として参考にさせていただ
ければと思います。

学務課 令和4年度が初年度ということで、リュック、あるいは従来のランドセルと、状況は
途中なので分からないのですが、従来のランドセルもこれまで改良を重ねまして、評
判は決して悪くないものですので、これはこれで採用していきたいと思います。
ただ、そういった意見が多ければ、また検討はしたいと思います。

教育長 私のほうから補足で、近隣の市町村では、管理や使い勝手という面で、一部市民の方々
からも、小学校に行くときに大きなランドセルは重たいという、先ほどお話しした
いたようにいろいろな考え方がございます。
本市としては、現時点では、まずはこういう色のニーズに対応できるようにしました。
中間色があればいいんでしょうけれども、今回は、先ほど課長が話したとおり、様子
を見ながら、委員から出たように、新しいリュックの使い勝手が実際にございますの
で、そういったことも含めてトータル的に検討しなければいけないかなという話もし
ておりますので、十二分に参考にさせていただきまして、今後検討していきたいと思
います。

長沼委員 長沼委員、どうぞ。

このランドセルは6年のうち、壊れると直してくださるんですね。うちの子どもた
ちは6年間使いましたけれど、この黄色いものは、耐用年数が三、四年であるとい
うことは、保護者にお話はするのでしょうか。

学務課 まず、9月の初旬に新生児の保護者の方に希望調査を取ります。そのときに、その耐
用年数のこととか、あと、ランドセルに関しましては、配付後1年間は無償で修理す
ると、そういった内容を十分周知してまいりたいと考えております。

岡島委員 ランドセルの修理は、最初の1年間できますか。

学務課 1年間は無償で修理ができます。

長沼委員 その後壊れれば、有償なら直していただけるんですね、どこかのかばん屋さんで。
学務課 おっしゃるとおりです。

教育長 やはりこういった修理の保証ではないですが、アフターフォローのことなども含めて、
保護者の方や、子どもたちの意向もございますので、丁寧に情報を周知させていた
だきます。

そのほかございますか。よろしいでしょうか。

では、報告事項の3番に入ります。土浦市文化財保存活用地域計画推進協議会設置要

綱の一部改正につきまして、中澤課長お願いします。

文化振興課

定例会資料の45ページをお願いいたします。

土浦市文化財保存活用地域計画推進協議会設置要綱の一部改正についてご説明いたします。

同協議会設置要綱につきましては、令和3年4月1日付にて施行したところでございますが、第3条の組織につきまして、根拠法となる文化財保護法では教育委員会が委嘱するとなっておりますことから、同法との整合性を図るために要綱の一部を改正するものです。

改正の内容は、第3条第2項中の委嘱者を「教育長」から「教育委員会」に改めるものでして、本日議案第9号として案件を提出させていただいたものでございます。

施行日は6月1日からとなります。

説明は以上でございます。

教 育 長

ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思えます。

よろしいでしょうか。続きまして、その他になりますが、(1)の土浦現代美術作家展の開催につきまして、文化振興課よりお願いします。

文化振興課

定例会資料の48ページをお願いいたします。

土浦市現代美術作家展についてご説明いたします。

別添のチラシがございます。土浦現代美術作家展を6月3日木曜日から6月27日日曜日にかけて、市民ギャラリーにおいて開催いたします。

この展覧会は、3番の展示の趣旨にありますとおり、県内で最も歴史があり、毎年開催しております市民公募展、土浦市美術展覧会で長年活躍されてきた作家たちによる展覧会です。本展覧会は、土浦市美術展覧会の運営及び発展に御尽力いただいた無鑑査出品者の方々による美術展覧会となります。

無鑑査出品者と申しますのは、土浦市美術展覧会において3回以上の奨励賞を授与し、芸術家として認められ、審査を経ないで市美術展覧会に出品できる方々を指します。展覧会チラシがございますので、ぜひとも委員の皆様にもご覧いただければと存じますので、よろしく申し上げます。

説明は以上でございます。

教 育 長

この点につきまして、いかがですか。よろしいでしょうか。よろしくをお願いいたします。

最後になります。その他の2番です。土浦市男女共同参画推進委員会委員の推薦について、教育総務課。

教育総務課

資料はありませんが、土浦市男女共同参画推進委員会委員の推薦について説明させていただきます。

この委員会は、土浦市男女共同参画推進条例に基づいて設置されているもので、委員の任期は3年です。委員の推薦については、現委員の長沼委員の任期が本年6月に満了となることから、新たな委員の推薦について市の市民活動課男女共同参画室より依頼があったものです。

事務局では、先日、長沼委員にお願いをいたしまして、再任についてご了承いただき

ましたので、報告させていただきます。よろしくお願いいたします。
教育長 長沼委員、よろしくお願いいたします。
それでは、次回の定例会についてお願いします。
〔「教育長」と呼ぶ者あり〕

教育長 どうぞ。
博物館 博物館です。お手元の資料の「戦争の記憶マップ」のご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
平成 27 年から博物館では、戦後 70 年「市民の記憶」収集事業というものを展開してまいりました。その事業の一環として、今回、市内 45 カ所の戦争関連の史跡を一枚のマップにまとめたものを作成いたしましたので、お手元に配らせていただきました。1,000 部作成いたしましたので、小学校 6 年生の歴史の授業、また中学校にも配付する予定であります。一般の方には 150 円で博物館の受付で販売する予定でありますので、どうかよろしくお願いいたします。
説明は以上です。

教育長 中澤課長。
文化振興課 あともう一枚、チラシがございます。「お城めぐりの記録、今日からはじめませんか？」ということで、土浦城の櫓門のチラシがございます。こちらのほうは、攻城団といたしまして、国内最大級のお城と歴史観光メディアサイトを運営している合資会社とコラボいたしましたので、裏面が、土浦城の地図にそれぞれ歴史的な建物を紹介しているものです。
土浦城についての歴史的なチラシということで、これを 3 万部作りました。これを全国的に配布するとともに、市内の各施設にお配りしまして、お城巡りを楽しんでいただければなというところでありまして。
この契機となりましたのは、土浦城が続 100 名城になったということで、全国からお城巡りをする方々が訪ねてきているということで、このようなチラシを作りました。QR コードを開きますと、いろいろなブログ関係、コメントなんかが入っていて、自分もそれで投稿することができるというものになっております。
説明は以上でございます。

教育長 よろしいですか。ぜひ機会がありましたら、よろしくお願いいたしますと思います。
以上で、その他の案件は終了ということです。
本日予定した案件は、これで終了となりますが、よろしいでしょうか。
それでは、次回の教育委員会の日程につきまして、教育総務課より連絡をお願いいたします。

教育総務課 次回の日程お願いいたします。
6 月議会の質問について、お諮りする内容の質問があった場合には、臨時会の開催を 5 月 31 日の月曜日 17 時からお願いしたいと考えております。お諮りする内容の質問がない場合には、事前にご連絡させていただきますので、一応予定のほうお願いいたします。
また、6 月の定例会は、6 月 22 日火曜日の 16 時からの予定でお願いいたします。
以上でございます。

教 育 長

日程等は、そういった状況でございます。質問の出方次第で、また先生方に御相談ということでご連絡を差し上げたいと思います。よろしく願いいたします。
以上をもちまして、5月の教育委員会定例会を閉会いたします。本日はありがとうございました。